

群馬県住生活基本計画 2016

平成29年3月

群 馬 県

序章	1
1. はじめに.....	2
2. 群馬県住生活基本計画の目的.....	2
3. 群馬県住生活基本計画の位置づけ.....	3
4. 群馬県住生活基本計画の期間.....	3
第1章 群馬県の住宅政策の現況と課題	5
1. 住宅政策の現況.....	6
2. 住宅政策の課題.....	17
第2章 政策の基本目標	23
1. 基本目標の設定.....	24
第3章 施策の展開	25
1. 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり.....	26
2. 豊かで住み続けられる住まい・まちづくり	31
3. いいものを長く大切に使う住まい・まちづくり.....	35
第4章 施策の推進方策	39
1. 成果指標.....	40
2. 推進体制.....	44
参考資料	47
1. 県民アンケート調査	48
2. 策定経過.....	55

〈注〉

■国勢調査：

「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを調べる「全数調査」。日本では、国の最も重要かつ基本的な統計調査として、統計法に基づき総務大臣が10年ごとに国勢調査を実施することとされており、その中間の5年目に当たる年には簡易な方法で実施されています。

■住宅・土地統計調査：

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びにこれらに居住している世帯に関する実態を把握する調査。昭和23年から5年ごとに行われ、平成20年住宅・土地統計調査はその13回目に当たります。（抽出調査のため、各項目の内訳を足し合わせたものと合計が一致しない場合があります）

■報告書内の図表について：

結果を四捨五入している図表や複数回答の図表は合計が100%にならない場合があります。

序 章

- 1.はじめに
- 2.群馬県住生活基本計画の目的
- 3.群馬県住生活基本計画の位置づけ
- 4.群馬県住生活基本計画の期間

1. はじめに

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、家族と暮らし、子どもを育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。また、住宅は、地域やまちなみの重要な構成要素であり、安全、景観、福祉、文化及び地域産業といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で、社会的性格を有するものでもあります。

このように、住宅は、個人の私生活の場であるだけでなく、豊かな地域社会を構成する上で重要な要素であり、活力・魅力があふれる地域の礎として位置づけることができます。

また、人口減少が進む社会において住宅は、地域と相まって人を呼び込む魅力として、持続可能な安全・安心な暮らしの基盤として、子孫や文化、習慣などを継承する仕組みとしての役割が求められます。

以上の観点に基づき、本県のまちづくりの最上位計画である第15次総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」の3つの視点である「群馬で暮らし始めたいくなる」、「群馬に住み続けたいくなる」、「群馬で家族を増やしたいくなる」を実感できる社会を目指し、今後10年間の新たな住宅政策をまとめた基本計画として「群馬県住生活基本計画2016」を策定しました。

本計画に基づき、「住みよい」群馬県を実現するための諸施策を具体化し、それらを計画的に推進していくとともに、諸施策の進捗状況などを定期的に評価・分析、公表し、その後の施策展開に反映します。

2. 群馬県住生活基本計画の目的

平成27年度に実施した県政県民意識アンケートによれば、「子どもの社会性の育成」や「少子化対策・子育て環境」の重要度が高く満足度が低くなっているなど、若年世帯・子育て世帯への支援に対する県民ニーズが高くなっています。平成28年3月に閣議決定された新たな住生活基本計画(全国計画)においても、1つめの目標として「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」が掲げられ、若年世帯・子育て世帯への支援策の充実が図られています。

このような中で本県には、商業・業務機能の集積による利便性を活かした暮らしができる都市部から、豊かな自然の中でゆとりのある暮らしができる中山間部、その両者のバランスがとれている都市近郊部まで、多様な地域特性を持つ市町村で構成されています。また、上州からっ風に対応するために「かしぐね」が設けられるなど、厳しい自然条件の中でも快適に暮らせるような先人の知恵と技術によって良好な住環境が形成されてきました。このような地域特性により、県民の住み替えニーズから県外住民の移住ニーズまで、どのような居住ニーズにも対応することができる強みがあります。

一方で、本県にも大きな被害をもたらした東日本大震災をきっかけに県民の安全・安心への意識が高まっている中、首都直下地震の発生が懸念されるなど、大規模地震をはじめとした自然災害発生のおそれに対して、県民の不安を解消する安全・安心な住まいづくりも重要な政策課題となっています。

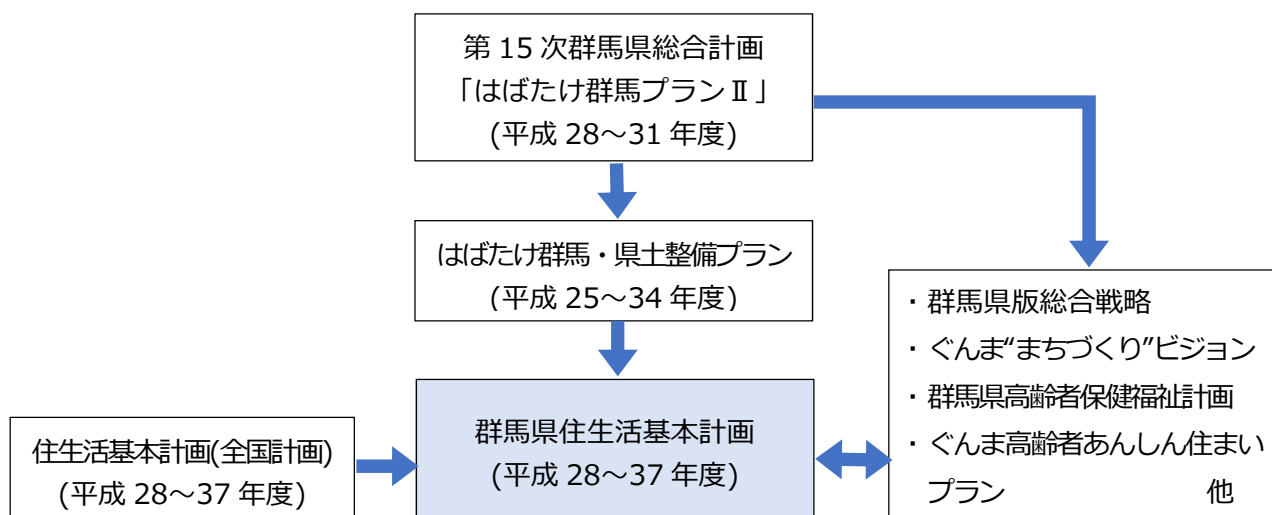
本計画は、こうした県民のニーズや政策課題に対応するため、基本目標及び基本施策を設定し、さまざまな主体や分野と連携し、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

3. 群馬県住生活基本計画の位置づけ

本計画は、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」及びはばたけ群馬・県土整備プランを上位計画とします。

また、住生活基本法第17条に基づき、住生活基本計画(全国計画)に即して定める、地域における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画としての性格を有するものです。

なお、群馬県版総合戦略、ぐんま“まちづくり”ビジョン、群馬県高齢者保健福祉計画、ぐんま高齢者あんしん住まいプランなどの関連計画と連携・整合を図ることとします。



4. 群馬県住生活基本計画の期間

本基本計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、住生活基本計画(全国計画)の見直しや今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行います。

第 1 章

群馬県の住宅政策の現況と課題

1. 住宅政策の現況
2. 住宅政策の課題

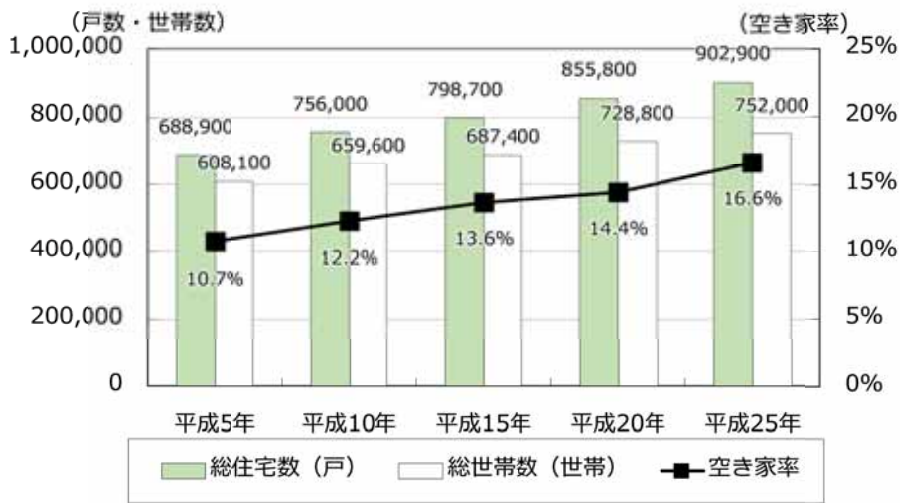
1. 住宅政策の現況

(1) 住宅ストックの状況

①住宅数

住宅数が世帯数を上回り、平成25年には空き家率が16.6%に達しており、住宅が余っている状況となっています。平成20年から平成25年の5年間で2.2ポイントも空き家率が上昇しています。今後も、空き家は更に増加するものと考えられます。

■総住宅数及び総世帯数、空き家率の推移【図1】



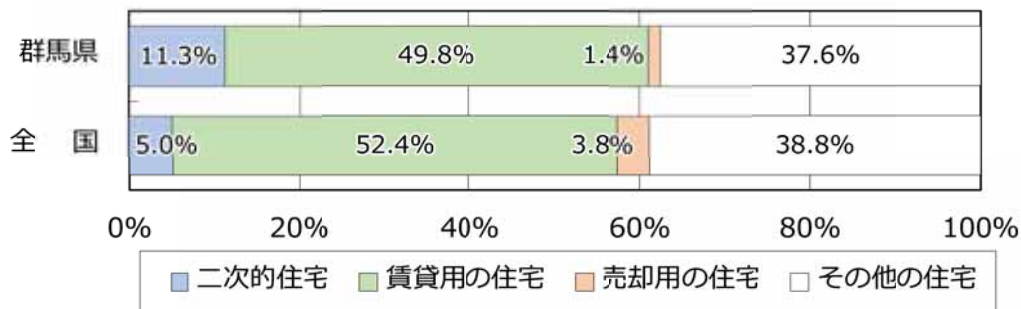
資料：住宅統計調査、住宅・土地統計調査

②空き家の内訳

本県の空き家の内訳として、放置された住宅などいわゆる「その他空き家」である「その他の住宅」が37.6%となっており、全国とほぼ同じ値となっています。

※その他の住宅：人が住んでいない住宅で、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅（空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）などをいい、本計画では「その他空き家」と表現します。

■空き家の内訳【図2】

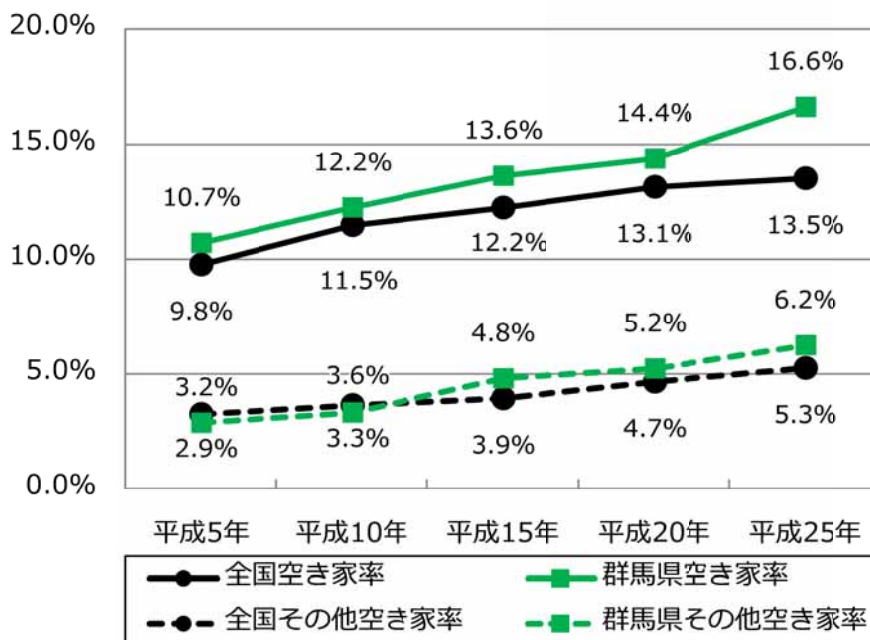


資料：H25 住宅・土地統計調査

③空き家率の推移

空き家率は全国と比較すると、やや高い値で推移しています。

■空き家率の推移【図3】

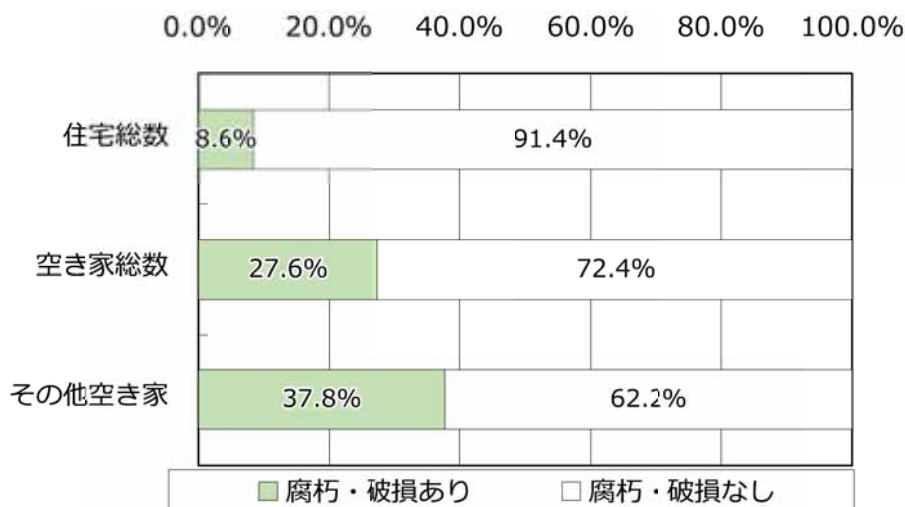


資料：住宅統計調査、住宅・土地統計調査

④住宅の腐朽・破損

本県の腐朽・破損がある住宅は住宅総数の8.6%に留まっていますが、空き家総数に対しては27.6%、その他空き家については37.8%とその値が大きくなっています。

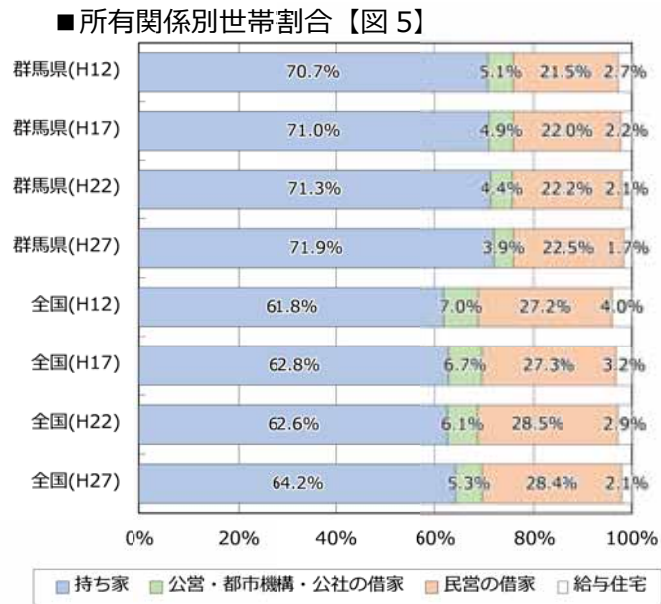
■住宅の腐朽・破損の割合【図4】



資料：H25 住宅・土地統計調査

⑤住宅の所有関係

平成27年の全国値と比較すると本県の持ち家率は7.7ポイント高くなっており、民営借家率は5.9ポイント低くなっています。

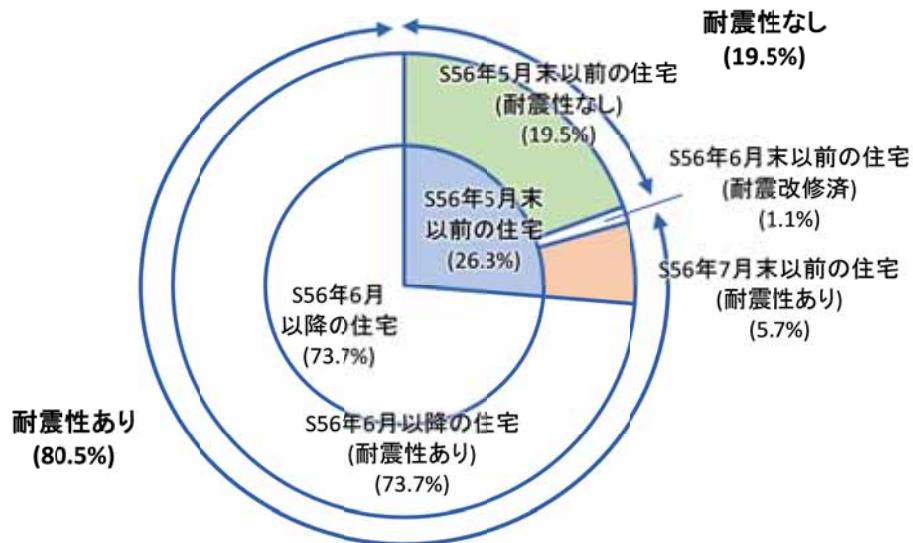


資料：国勢調査

⑥耐震化

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）」において、平成25年統計調査に基づく住宅の耐震化率は、全国値として約82%と推計されています。一方、本県の住宅の耐震化率は、「群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）」において80.5%（平成27年10月1日時点推計値より）と推計されており（下図参照）、全国値を下回っています。

■耐震化の状況【図6】



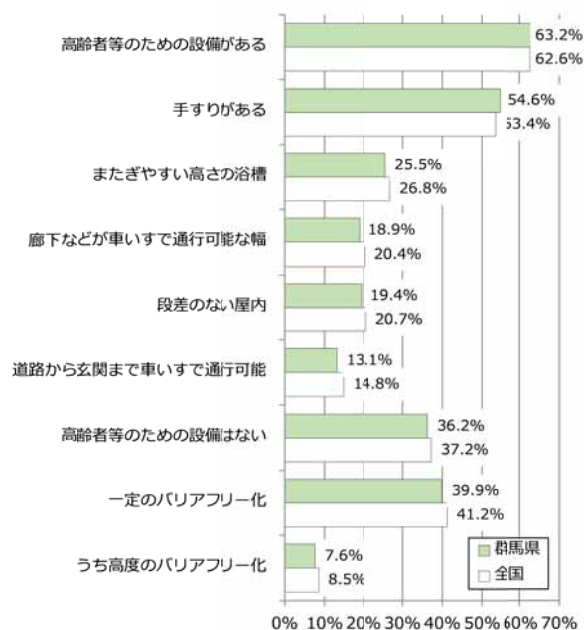
資料：群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）

⑦ バリアフリー化の状況

高齢者のいる世帯における高齢者等のための設備状況は、設備がある世帯が約6割で全国値とほぼ同じ割合となっています。

また、一定のバリアフリー化（2か所以上の手すり設置または屋内の段差解消）は39.9%、うち高度のバリアフリー化（2か所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅）は7.6%となっており、これらも全国値とほぼ同じ割合となっています。

■ 高齢者のいる世帯の高齢者等のための設備状況【図7】

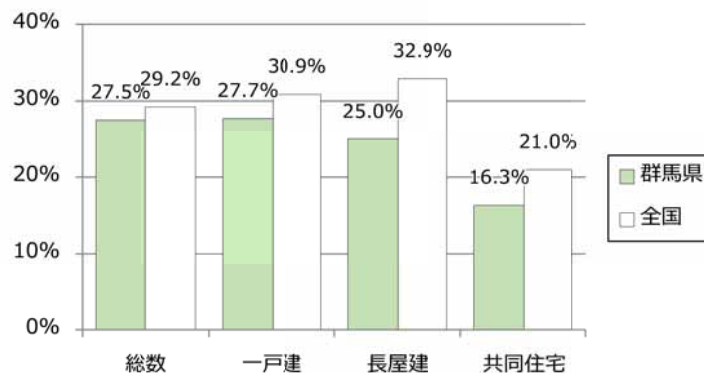


資料：H25 住宅・土地統計調査

⑧ 持ち家のリフォーム状況

持ち家のリフォーム実施状況は、27.5%となっており、全国値とほぼ同じ割合になっています。また、建て方別に見ると一戸建てが27.7%と最も高くなっている一方で、共同住宅(マンション)は16.3%にとどまっています。

■ リフォーム工事を行った持ち家の割合【図8】



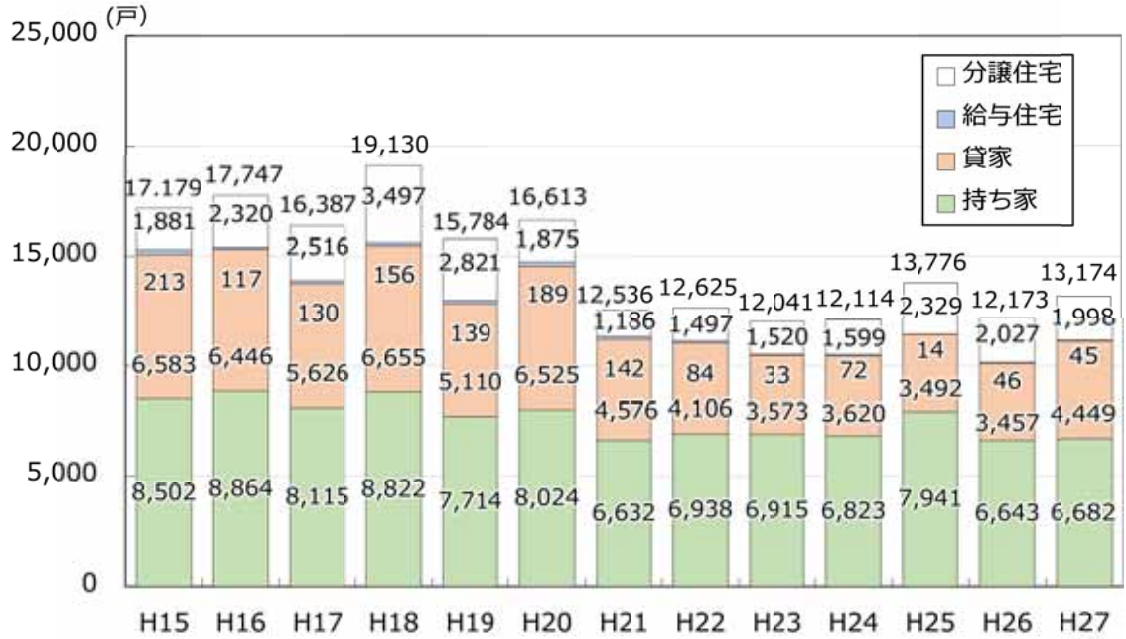
資料：H25 住宅・土地統計調査

(2) 住宅市場の状況

①住宅着工数

持ち家は、近年は7,000戸前後をほぼ横ばいで推移している一方で、貸家や分譲住宅は毎年の増減が変化しており、着工数全体に大きく影響しています。

■利用関係別新設住宅の状況【図9】



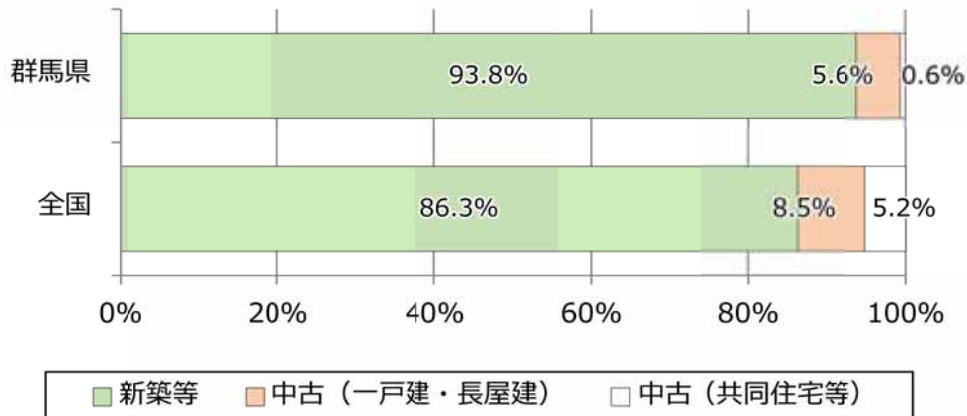
資料：建設住宅着工統計(H27年版)

②中古住宅

本県では、持ち家における中古住宅の割合が6.2%程度となっています。内訳として、一戸建て・長屋建てが5.6%、共同住宅等が0.6%となっています。

全国値と比較すると、一戸建て・長屋建ては、全国値より2.9ポイント低く、共同住宅等は4.6ポイント低い割合となっています。

■取得方法別持ち家割合【図10】



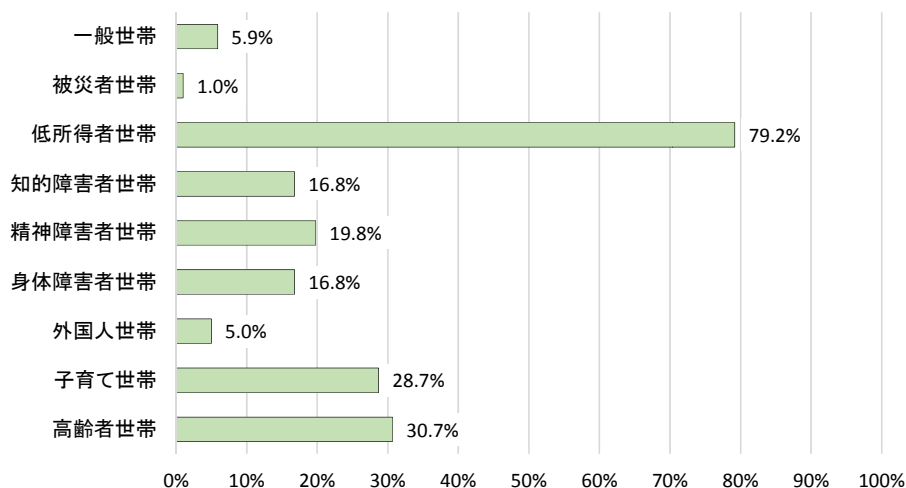
資料：H25住宅・土地統計調査

③賃貸住宅の入居拒否の状況

本県では、賃貸住宅への入居を拒否されるケースが見られ、低所得者世帯の8割、高齢者世帯と子育て世帯の3割が、借りようと思った住宅が借りられなかった経験があると回答しています。

■世帯属性別入居拒否の有無【図11】

※ 借りようと思った住宅が借りることができなかったことがある世帯属性（内訳）別複数回答あり



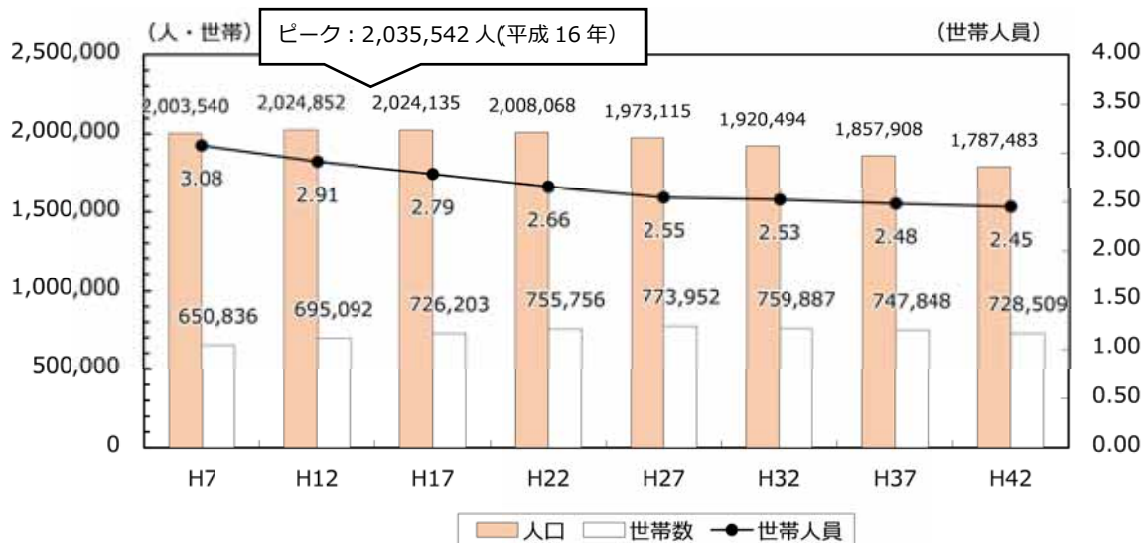
資料：平成23年度賃貸住宅における居住支援に関するアンケート調査(群馬県居住支援協議会)

(3) 人口・世帯の状況

①人口・世帯数の動向

人口は、平成16年の2,035,542人をピークに現在まで減少が続き(県年齢別人口統計調査)、今後も人口減少が予測されています。同時に、世帯数は平成27年まで増加傾向にありますが、その後は減少が予想されています。世帯人員(1世帯当たりの人数)は減少傾向にあり、単身世帯の増加や世帯分離が進んでいることがうかがえます。

■人口・総世帯数の推移【図12】

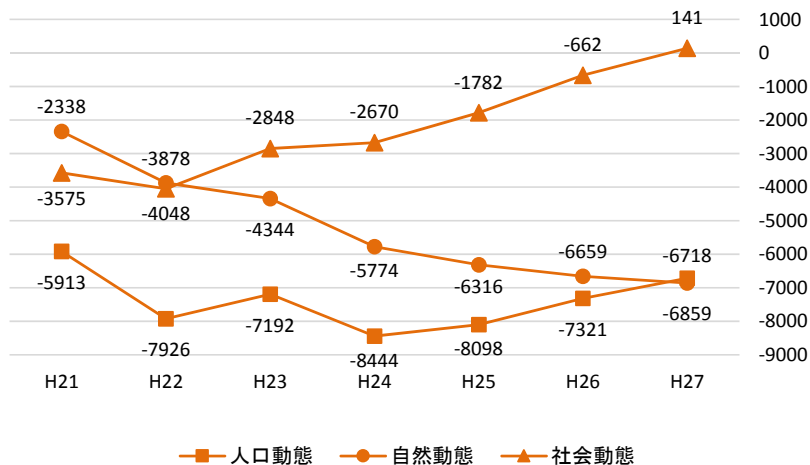


資料：国勢調査(~H27)、国立社会保障・人口問題研究所(H32~)

②人口動態

平成22年まで社会動態は、自然動態を下回っていたものの、平成23年からは自然動態を上回り減少幅は縮小し、平成27年にはプラスに転じています。自然動態は減少傾向が拡大していますが、人口動態(自然動態+社会動態)は平成24年から減少幅の縮小が見られます。

■人口動態の推移【図13】



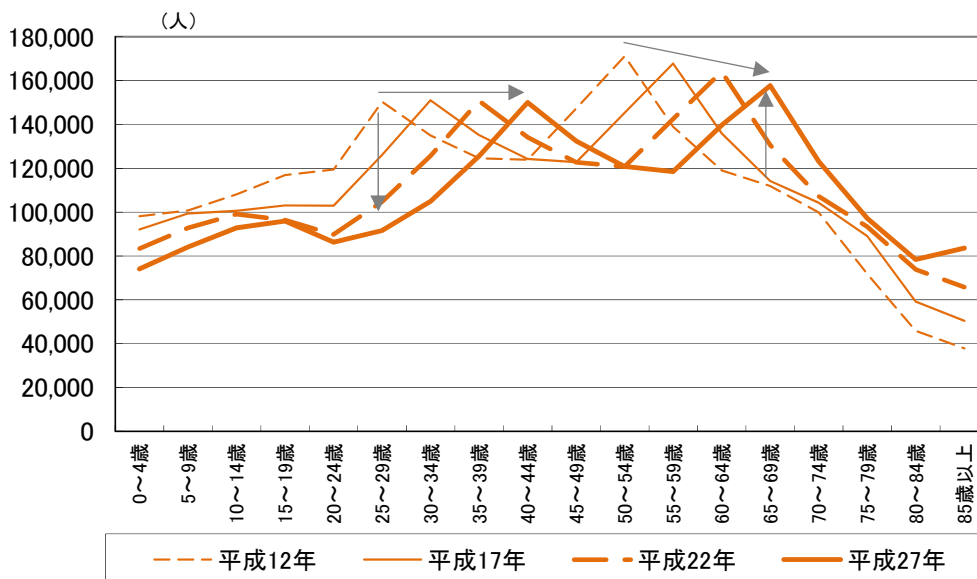
資料：H27 群馬県移動人口調査

③年齢別人口の推移

平成12年時では、第1次ベビーブーム時に生まれた50～54歳（いわゆる団塊の世代）、第2次ベビーブーム時に生まれた25～29歳（いわゆる団塊ジュニア）の2つの山があります。団塊の世代は減少傾向で推移していますが、団塊ジュニア世代は横ばいで推移しています。

また、年齢別で見ると、25～29歳は平成12年には約15万人であったのが、平成27年には約9万人まで減少している一方で、65～69歳は平成12年には約11万人であったのが、平成27年には約16万人まで増加しており、少子高齢化が顕著となっています。

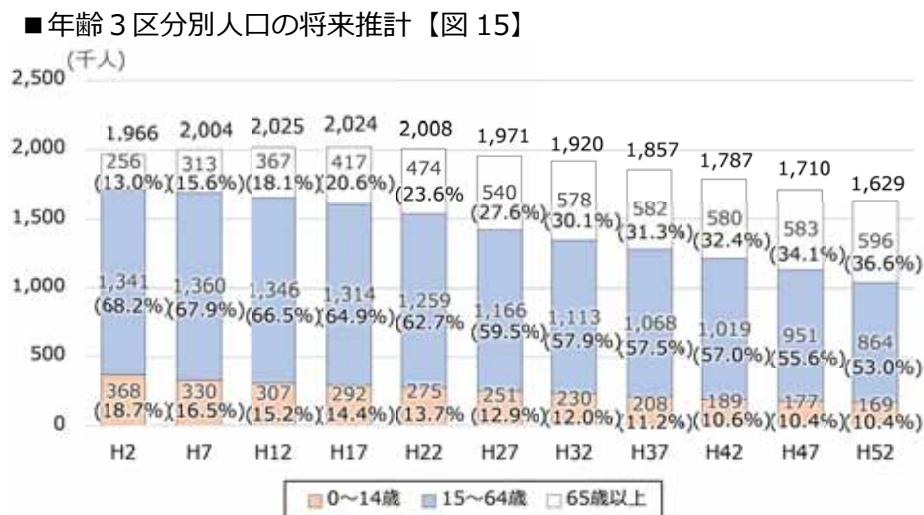
■年齢別人口の推移【図14】



資料：H27 国勢調査

④年齢区分人口の将来推計

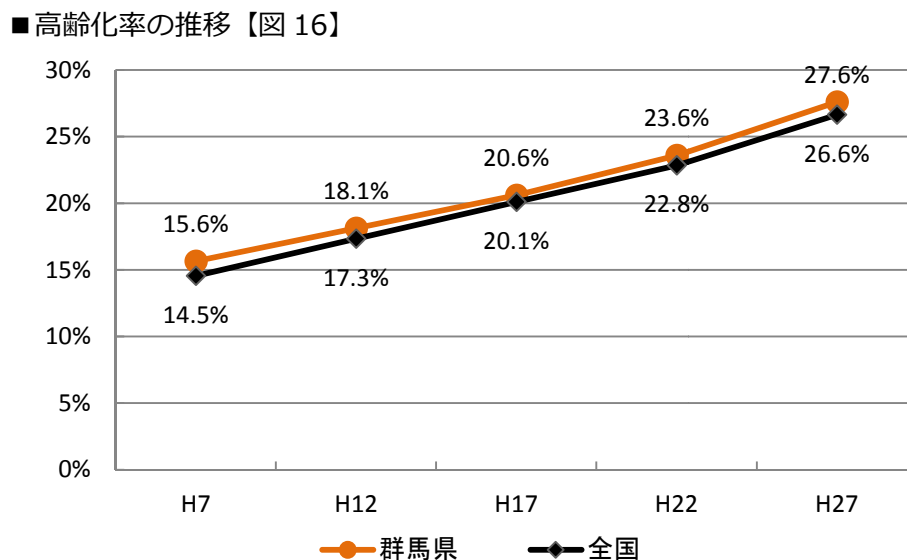
年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口(15～64歳)は平成7年以降、年少人口(0～14歳)はそれ以前より一貫して減少傾向が続いており、将来的にも減少傾向が続くことが予測されています。逆に老年人口(65歳以上)は増加傾向が続くことが予測されています。



資料：国勢調査（～H27）、国立社会保障・人口問題研究所(H32～）

⑤高齢者

本県の高齢化率は、全国値とほぼ同じ割合で推移しており、現在、ほぼ4人に1人が高齢者という状況になっています。



資料：国勢調査